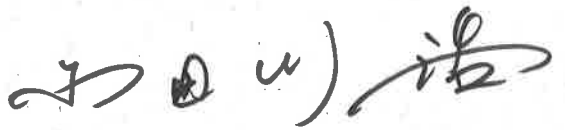


つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 9 月 28 日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第 27 号

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) すこやか福祉館

ア 大研修室

イ 多目的ルーム

ウ 福祉団体活動室

エ 教養娯楽室

オ 介護教育室

第 3 条に次の 1 号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

附 則

この条例は、公布の日から施行する。